

金沢市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(令和8年8月5日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）

第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「都市再生推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める都市再生推進法人指定申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務所の所在地及び事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書類
- (8) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (9) 活動地域を示す図面
- (10) 申請者が金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第3号に規定する暴力団員が所属していないことを誓約する書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(指定等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を図る活動を目的としていること。

- (2) 申請者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。
- (3) 本市内に事務所を有し、本市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 法第119条に規定する業務の全部又は一部を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (5) 業務を行うに当たって関係行政機関、他の民間組織等と十分な連携を図ることができることと認められること。
- (6) 金沢市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第3号に規定する暴力団員が所属していないこと。

2 市長は、申請者を都市再生推進法人として指定した場合は、市長が別に定める都市再生推進法人指定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、市長が別に定める都市再生推進法人名称等変更届出書により行うものとする。

2 都市再生推進法人は、その業務の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ市長に協議の上、市長が別に定める都市再生推進法人業務等変更届出書を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第5条 都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

(業務の廃止及び指定の辞退)

第6条 都市再生推進法人は、その業務を廃止したときは、直ちに市長が別に定める都市再生推進法人業務廃止届出書により市長に届け出るものとする。

2 都市再生推進法人は、市長が別に定める都市再生推進法人指定辞退書によりその指定を辞退することができる。

3 市長は、第1項の規定による業務の廃止の届出を受けたとき又は前項の規定による指定の辞退があったときは、法第118条第1項の規定による指定を取り消すとともに、その旨を公示するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。